

基準6 収容人員の取扱いに関する基準

- 1 規則第1条の3に規定する「固定式のいす席」とは、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものとする。

なお、「容易に移動することができないもの」とは、重さ又は大きさから、1人では移動困難なものとする。

- 2 入居前の共同住宅における居住者数の算定については、賃貸契約等によりあらかじめ居住者が定められている場合を除き、第6-1表によること。◆

なお、入居後は実態に即した人数とすること。

第6-1表

住戸形態	1 K 1 D K	1 L D K 2 K 2 D K	2 L D K 3 K 3 D K	3 L D K 3 K 4 D K	1室増すごとに1人増加
算定居住者数	1人	2人	3人	4人	